

第3章 良好な景観形成に関する方針

1. 景観づくりの基本理念

(1) 基本的な考え方

アンケート調査、ワークショップの開催、自治会へのヒアリングを通して、大きく「高地から低地への眺望、地形（起伏）の保存、緑化」、「都市の景観づくり」、「地域ごとの歴史や違いを体感できる景観づくり（ストーリー性と歴史を感じる景観整備）」、「個別の建築物・工作物へのルールづくり」といったテーマが浮かびあがっています。

また、具体的には工場周辺の景観、畑地風景や河川、シンボルとなる運玉森の景観の保全と活用、生活風景の中にとけこむ集落内のヒージャーガーの整備など、本町の景観を特徴づける自然・眺望景観の保全と、地域ごとの歴史・文化といった特性を活かした生活景観づくり、商業・産業のまちとしてふさわしい都市的景観づくりが課題としてあがっています。

こうしたことから、本町の自然風土と人々の生業が創りだしてきた景観の保全・継承と、今後の良好な景観形成に向けて、基本理念を次頁に掲げます。

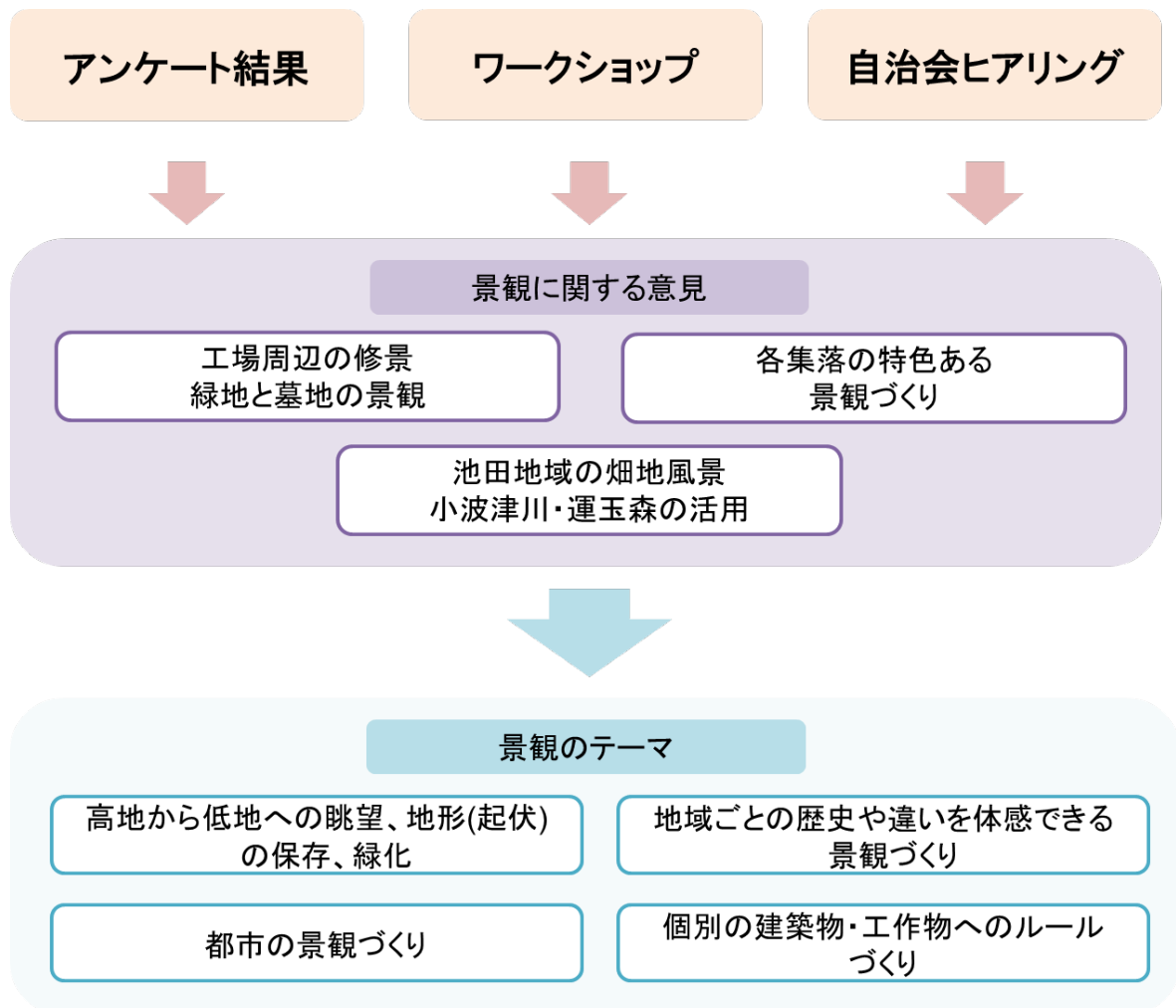


図 3-1 基本理念を導くフロー

(2) 基本理念

「緑の斜面と平地が織りなす

やすらぎと活力の風景まちづくり」

やすらぎの自然緑地景観づくり——本町の景観特性である斜面緑地の保全

うるおいの都市の骨格景観づくり——景観の骨格となる道路・河川及び新市街地・工業地区等の景観整備

歴史文化が息づく景観づくり——歴史・文化資源の特色を活かした新たな魅力の創出

やすらぎの自然緑地景観づくり



本町の景観特性である斜面緑地の保全

うるおいの都市の骨格景観づくり



景観の骨格となる道路・河川及び新市街地・工業地区等の景観整備

歴史文化が息づく景観づくり



歴史・文化資源の特色を活かした新たな魅力の創出

「緑の斜面と平地が織りなす

やすらぎと活力の風景まちづくり」

2. 基本方針

(1) やすらぎの自然緑地景観づくり

—本町の景観特性である斜面緑地の保全—

①斜面緑地と稜線の保全

本町の地形は南城市からうるま市に連なるバンタ地形の一翼をなし、中城湾に望む緩やかな斜面緑地と平野部により形成されています。近年の都市化の進展によりこの緑地が失われつつあり、稜線付近にも建物が建設され始めているため、斜面緑地と稜線を保全します。

②緑の斜面と一体化した集落形態の保全

前述の斜面緑地の合間に古くから集落が形成されてきました。このような地形的な特徴は、本町の風土の根幹をなしており、地域ごとに特徴的な自然や歴史・文化を育んできました。集落の中には道路整備などの開発に直面する地区や建物の建替え時期を迎える地区などがあり、大きく形態が変わる可能性もあります。景観としての農地や緑地を維持しつつ、やすらぎにみち、各集落の特徴を活かした景観を形成します。

③主要な視点場からの眺望の確保

本町の景観特性の大きな一つとして、眺望景観があります。台地部から海岸線やその先の知念半島、久高島への眺望、または平野部からの運玉森や丘陵・斜面緑地部への眺望等があり、その視点場を整備するとともに、眺望を阻害する開発や建築の誘導等を行います。特に運玉森は西原町のシンボルとして町内の各小中学校の校歌や町歌などに取り入れられているため、主要な視点場から運玉森等が望めるよう開発や建物の誘導を行います。また、主要な視点場については、平成23年度の基礎調査における主要な眺望点を参考に、再度検討します。

(2) うるおいの都市の骨格景観づくり

—景観の骨格となる道路及び市街地・河川等の景観整備—

①主要幹線道路（既存及び新設）の道路景観の整備

本町の景観を形成する大きな要素のひとつとして主要幹線道路景観があります。新たに整備予定の県道浦添西原線や県道那覇北中城線をはじめ、シンボルロード（呉屋安室線・兼久安室線）小波津川南線、小波津屋部線、整備途中の国道329号与那原バイパス等の整備とあわせ、新たな道路景観を形成します。

②新市街地の景観整備

沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺や大型MICE施設の周辺地区は本町の新たな景観を形成する大きな要素のひとつになります。土地区画整理事業や地区計画、道路整備等にあわせて、うるおいと活力に満ちた景観を誘導するとともに、今後行われる開発に対しても景観に配慮し、より良い市街地の景観形成を推進します。

③小波津川沿川のまちの中心核の景観整備

本町の中心核となる小波津川沿川地区では、役場の建設とともに、今後、河川整備及び道路整備による水辺空間の創出が図られ、都市機能と自然、人々の暮らしが調和した新たな本町の顔となる景観づくりが進められています。今後、更にこの地区の景観整備を進展させていきます。

④景観阻害要素の改善

本町の臨海部の工業地区は、西原の産業の活力を象徴する景観となっている一方、町民からは改善したい景観の一つとしてあげられているところもあります。また、国道329号沿いや県道浦添西原線沿いの一部では、屋外広告物によって道路景観が損なわれ始めています。このように景観の阻害要素に対し、住民や事業者と協力して改善へ取り組みます。

⑤市街地における緑地の確保

本町における市街地の特徴は周辺の農地や緑地と調和した緑豊かな風景であるため、この風景を保全します。特に、旧集落内や団地では建替え時に重なることも考えられるため、新たに土地区画整理事業等で生まれる宅地等とともに一定規模の緑地を維持していきます。

(3) 歴史文化が息づく景観づくり

—歴史・文化資源の活用による特色を活かした新たな魅力の創出—

①内間御殿をはじめとする歴史・文化的資源を活用した景観づくり

本町には、その地域の生活や営みを支えてきた史跡や文化財等が数多く残されています。なかでも、内間御殿は平成23年に国指定文化財（史跡）に指定され、今後は周辺を含めた整備を行う必要があります。また、内間御殿には町指定天然記念物のサワフジがあり、樹齢400年以上といわれています。こうした地域の歴史を背景とした個性ある風景を大切に、後世に残していくこと、さらにはそうした地域の文化資源の継承等を通じて、地域の魅力の発信へとつなげ、地域の新たな価値を創造することが重要であるため、歴史・文化資源を活用した景観づくりを推進します。

②地域に残る歴史の道等を活用した景観づくり

本町には、先人たちが首里に上るなど生活の中で使用していたと考えられる古い道が残されています。「沖縄県歴史の道調査報告書—中頭方東海道—（昭和63年3月 沖縄県教育庁文化課）」によると、中頭・国頭方東西両海道は、それぞれ西原間切を通る4つのルートがあることが記述され、西原町内には、中頭方東海道と国頭方東海道がありました。今後、これらの宿道を歴史の道として整備することが求められています。また、棚原集落には石畳の道をはじめとして、その他の集落にも祭りの際に^{かみんちゆ}神人たちが通る「神道」や「中道」などと呼ばれる道があり、ウマチーや綱曳き等に利用されています。さらに小波津川においては、1700年代に蔡温によって「順流真秘」といわれる風水に依拠して河川を蛇行させ、流速を調整する手法の河川整備が行われました。こうした各地域に残る風情ある歴史の道や河川、そ

の周辺の文化資源を守りつつ、現代における新たな価値を付加し、地域における景観を形成していきます。

③景観資源として、歴史・文化的な祭り、行事等の保全

本町の集落では、それぞれの地区で綱曳きや獅子舞などの文化的な祭り・行事が行われています。また、近年ではいくつかの集落で村芝居なども復活しています。これらの歴史・文化的な祭り・行事は、そのものが景観を形成する要素であるとともに、地域の景観形成を推進するための住民の取組のきっかけともなります。そのため、これらの祭りや行事が継承、復活されるように取り組んでいきます。

3. エリア別方針

主に土地利用の観点から6つのエリアに分け、それぞれの景観特性を考慮し、景観づくりの方針を示します。

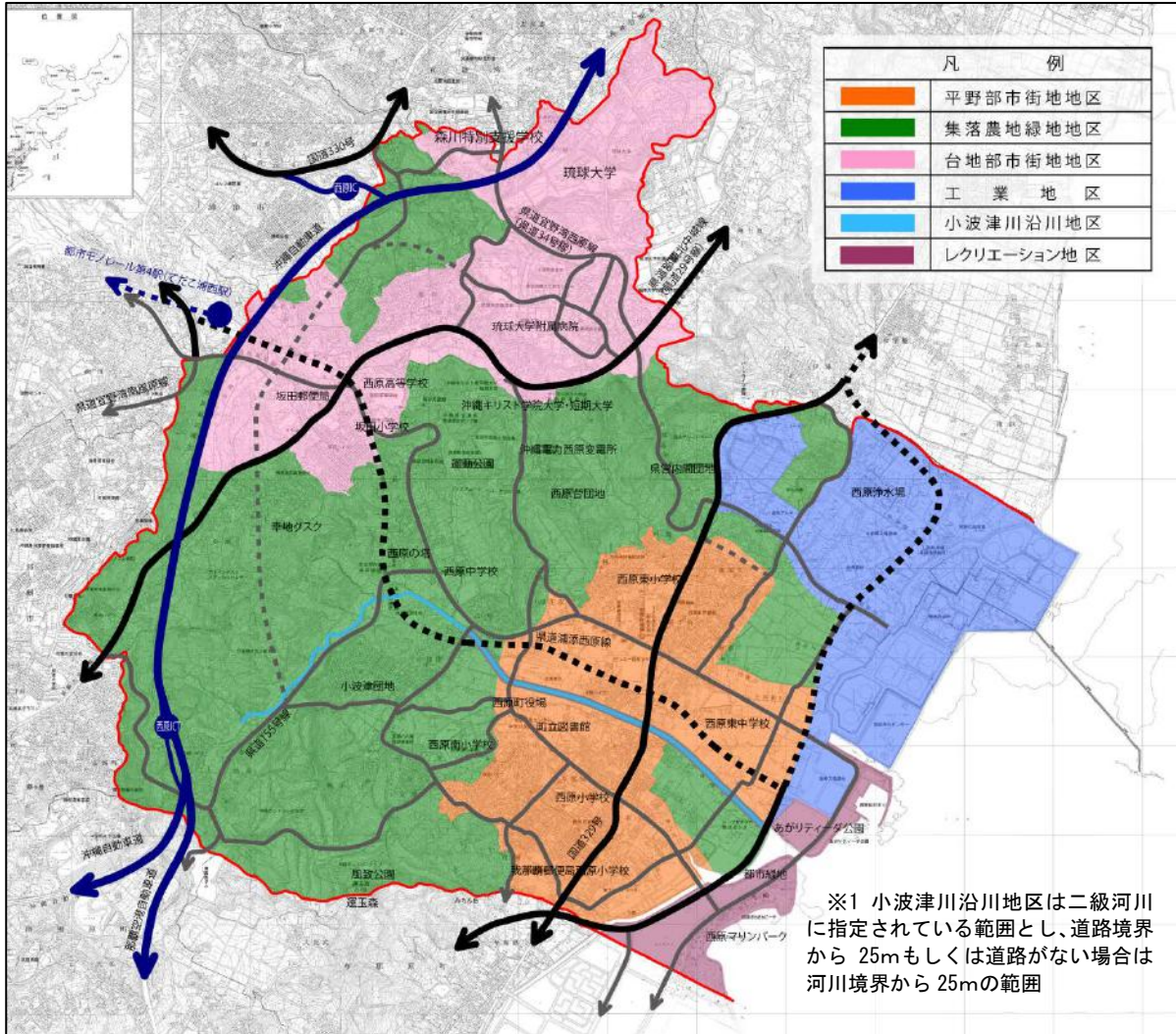


図3-2 エリア区分

(1) 平野部市街地地区

平野部市街地地区は、国道 329 号と県道浦添西原線を中心とした市街地と海岸低地に広がる農地で構成されます。本町の顔としての商業や業務、低中層の住宅等の土地利用が図られます。中央部には小波津川が流れ、役場等の公共施設も集積し、埋立地の東崎住宅地区では、地区計画が指定されています。



小那覇

【方針】

平野部の市街地と臨海部を結ぶシンボルロードとその周辺市街地の景観形成は、今後の本町の都市的景観をかたちづくる代表的な地域となります。このことから、小那覇交差点付近を中心とし、まちの中心地としてにぎやかさを演出し、国道 329 号及び県道 38 号線沿線は複合的な業務地としての景観を誘導します。そのため、これらの地域では、ゆとりある建築物の配置や緑化を積極的に進め、国道 329 号と県道 38 号線及び国道 329 号与那原バイパスといった主要幹線道路等沿線では、屋外広告物等の適切な誘導を図っていきます。

また、平野部の住宅地区は、その地形的な特徴から、多くの地域において、緑地に囲まれた落ち着いた着きのある居住環境を形成しています。一方で、住宅地区内の宅地開発は地区内に残る小規模農地の転用により図られていることから、住宅地区内の既存緑地の保全・創出を推進します。

さらに、平野部の住宅地では、琉球大学等のランドマーク等の丘陵側への眺望の確保を意識した建築物の高さに配慮した景観形成を図っていきます。

特に歴史的に重要な史跡が残されている内間・嘉手苺地区等では、建造物周辺の整備及び景観形成に資する住民活動等の支援を積極的に図っていきます。

(2) 集落農地緑地地区

集落農地緑地地区は、昔からの土壌の良さで広がる農用地の区域、斜面緑地を含む緑地全体や都市緑地・運動公園等の地区及び丘陵の山裾に広がり、市街地に乗り込まれず畑地的な風景を残す集落で構成されます。また、農地や集落の縁辺部には団地開発で整備された分譲住宅・公営住宅等が共存している地域でもあります。



呉屋

【方針】

本町の集落はその背後の丘陵と前面の農地と一体となって形成されてきました。そのことが地域の御嶽を中心とした文化・民俗・資源と密接に繋がっています。伝統的な集落形態を多く残す地域では、その構成基盤を保全していくことを基本方針として景観形成を図っていきます。例えば棚原の石畳道等の史跡は「歴史の道」の再生や広場等の整備と連携し、歴史文化を感じられる

景観を誘導します。

また、斜面緑地は、まちの貴重な緑の資源として今後も重要な役割を果たします。緑地には歴史、文化資源を有するグスクや、森（ムイ）が存在し、無秩序な開発からの保全を推進します。町を代表する景観資源である運玉森や幸地のククジムイなどは貴重な緑地として保全します。

さらに池田地区等に代表される農地景観は、台地部と低地部市街地を結ぶ、まとまりのある緑の景観を創りだしているとともに、臨海部の農地は、住宅地と工業地区の緩衝緑地としての機能も果たし、こうした農地がもたらすゆとりとうるおいのある緑の景観は、市街地形成に重要な役割を果たしています。

こうしたことから、本町の特徴的な景観の一つである斜面緑地・農地景観の適切な保全に努めていきます。

今後、建替え需要が多く見込まれる地区内の団地においては、周辺自然環境との調和を図り、良好な居住空間を創出することを目的とし、景観形成を図っていきます。

（3）台地部市街地地区

台地部市街地地区は、主として台地部の県道那覇北中城線や坂田交差点を中心に展開する地区及び琉球大学周辺地区で構成されます。本町の玄関口になる沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺やサブ核として位置付けられた西原西地区土地区画整理事業地区等が当地区内に含まれます。



沖縄都市モノレールてだこ浦西駅
建設予定地周辺

【方針】

沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺は、商業機能を中心に本町の西の玄関口としての景観形成を目指し、周辺道路の沿線地区と一体となり台地部市街地地区の中心的な景観形成を目指します。

また、西原西地区土地区画整理事業地区は、後背地の農地や斜面緑地と調和し本町のサブ核として相応しい景観を、上原棚土地区画整理事業地区は、低・中層の住宅を主として琉球大学周辺の緑と調和した「文教ゾーン」に相応しい景観を誘導します。稜線上の琉球大学や医学部付属病院等はランドマークとなっているため、この景観特性が損なわれないように周辺の建物の高さや色彩等について配慮するように誘導します。

県道那覇北中城線以南の既存集落地は、幸地の刻時森をはじめとする周辺の緑地や農地との調和を図り緑豊かな景観を誘導します。さらに、地区内に残る史跡・文化財等の保全・再生とそれらを活用するための活動を積極的に支援し、歴史と文化を感じさせる各地区の特性を活かした景観づくりを目指します。

(4) 工業地区

工業地区は、海岸沿いに埋め立て、海洋に突出したシーバースからの引き込みによる巨大な石油タンクの立地する地区で、石油関連企業や鋼材関連企業、浄水場等の施設が集積しています。工業専用地域と準工業地域及び一部市街化調整区域で構成されます。



工業団地地区

【方針】

小那覇地区の臨海部の工業地区では、居住地との間における緩衝緑地の保全に努めるとともに、道路や敷地内緑化、工場等の適正配置、大規模駐車場・資材ヤード等の遮蔽、建造物・工作物等の色彩の誘導等を通じて、海へ臨む景観との調和を図り、産業のまちとしての顔にふさわしい良好な景観形成を図っていきます。また、住宅地区との緩衝帯となる優良農地の保全を推進します。

(5) 小波津川沿川地区

小波津川沿川地区は、現在整備が進む小波津川を中心とした西側の民有地を含む地区であり、役場を中心に近隣公園と商業地の整備も予定されています。



小波津川

【方針】

今後、小波津川の改修事業にあわせ、自然と調和した、文化的で創造的な新市街地の形成が図られます。親水性の高い水辺空間の創出により、緑豊かなうるおいのある快適な居住、商業が調和した中心核としてふさわしい景観形成を図っていきます。

※小波津川沿川地区は二級河川に指定されている範囲とし、道路境界から 25m もしくは道路がない場合は河川境界から 25m の範囲

(6) レクリエーション地区

レクリエーション地区は、マリントウン地区の海岸沿いの地区であり、本町では数少ないウォーターフロントの地区です。



臨港線

【方針】

マリントウン地区の海岸沿いは、近傍の商業業務機能地区と調和したウォーターフロントとしての景観整備を図っていきます。その際、陸側から海へと臨む景観への配慮に努め、建物の適切な配置、高さ等を誘導し、後背地からの眺望を阻害しないよう景観形成を図っていきます。また、ビーチ・公園・緑地等による緑豊かな、憩いの地区としての景観整備を目指します。

4. 景観形成重点地区

(1) 景観形成重点地区の概要

1) 景観形成重点地区とは

景観形成重点地区とは、より優れた景観を保全する必要があると認められた地区、又はより良好な景観を創造していく地区として、景観計画の中で他地域(一般地域)とは別に、景観形成の基準を設け、各地区の特性に応じた景観の保全・形成を図る地区です。

2) 景観形成重点地区の選定基準について

景観形成重点地区の選定基準は下記のとおりです。景観形成には各関係者による継続的な取組が必要となりますが、景観形成重点地区を検討する意義は、西原町内の各地区の現状を踏まえ、より緊急性が高く、実効性と高い効果が求められる地区を先導的・優先的に指定することが求められます。

①本町の骨格景観づくりに関わる地区

- ・ 本町の骨格景観の構成要素となる地形や、幹線道路・河川等の公共工事、面的開発等に関連する地区

②本町全体の景観に大きな変化を及ぼす可能性がある地区

- ・ 本町の景観の特徴を決定づけるような地区で、広範囲にわたって影響を及ぼし、住民等の本町の景観についてのイメージを大きく変える可能性のある地区

③後世に残したい景観資源を有する地域

- ・ 失われつつある拝所やグスク、集落等の歴史文化的景観資源を中心に西原町の原風景を残す地区

④市民活動による自主的な景観保全、形成が図られ、また強く求められている地区

- ・ 地域住民が主体となった景観保全や景観づくりの取組みが見られるなど、良好な景観形成に対する住民意識の高い地区

(2) 景観形成重点地区

1) 小波津川沿川重点地区

当地区は小波津川に沿った国道 329 号から町役場前の交差点までの区画となり、河川整備と南北の町道の整備については、平成 30 年度から平成 35 年度にかけて整備の予定です。現在の河川整備の設計内容と小波津川南線、小波津屋部線の町道の設計について、景観的な視点で、再度検証し、必要箇所を見直すとともに周辺の宅地についても地域の意見を反映した景観的な誘導を行います。



図 3-3 小波津川沿川重点地区 範囲のイメージ

※道路境界より 25mの範囲とする

(3) 景観形成重点地区（候補）

1) 中心核地区

当該地区においては既に町役場・町民ホールや町立図書館が整備され、引き続き近隣公園等が整備される予定です。また、本町の骨格的道路となる県道浦添西原線の整備や小波津川河川整備など、新市街地としての整備が計画されています。そのため、本町の新たな中心となる可能性があるため、景観形成の共通ビジョンをもち、一体的なまちづくりを行うため、景観形成重点地区の候補とします。



図 3-4 中心核地区 範囲のイメージ

※道路境界より 25mの範囲とする

2) 大型 MICE 施設整備地区及び関連施設候補地区

平成 27 年 5 月、沖縄県は大型 MICE 施設の建設を中城湾港マリンタウン地区に決定しました。その後、沖縄県において MICE の計画は、主要施設の検討作業が先行し、引き続き関連民間施設についての検討作業に移行します。沖縄県が整備する大型 MICE 施設は、隣接の与那原東浜側の土地と一体利用する施設となるため、与那原町との十分な調整が必要となります。また、民間の MICE 関連施設の整備候補地区としては下図の地区が想定され、誘致活動と並行し景観形成基準の検討が必要となります。今後、両地区とも本町の海浜部での都市的な景観を形成するため、景観形成重点地区候補に指定し、景観について十分な検討を行います。

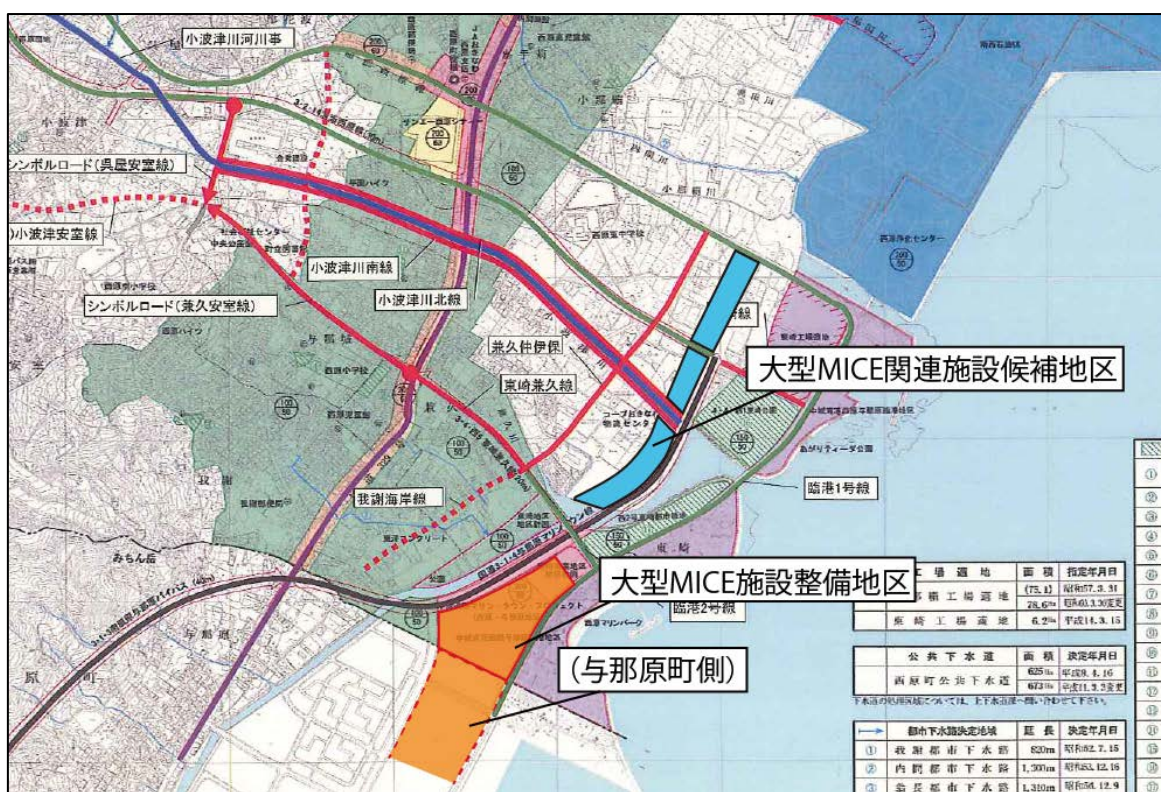


図 3-5 大型 MICE 施設整備地区及び関連施設候補地区

3) 内間御殿周辺地区

「内間御殿」は、のちに第二尚氏王統の始祖・尚円王となった金丸の内間地頭時代の旧宅であり、「内間御殿保存管理計画書(平成25年3月)」では、周辺道路を修景整備し、御殿を一周できる環境を整えることが必要とされています。

内間御殿周辺では、その歴史性から嘉手苺地区と一体となつての景観づくりが望まれます。

また、内間集落は、御殿小を中心とする古い集落であり、町内でも美しい形態を残す集落の一つとなっています。内間集落のカヤブチ御殿と嘉手苺集落の内間御殿との縁は深く、その関連性から、ともに保全・活用を図るため、景観形成重点地区の候補とします。

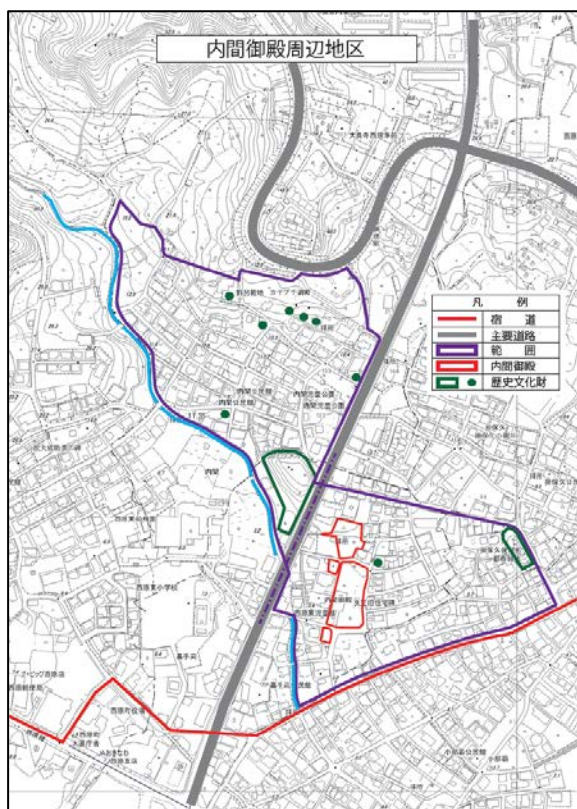


図 3-6 内間御殿周辺地区のエリア案



中道のカヤブチ御殿に至る沿道



拝所から国道に至る既存の緑化風景

4) 幸地グスク周辺地区

幸地グスクと斜面緑地に関連する施設群として、「歴史の道」(宿道)があります。宿道とは、昔の幹線道路にあたり、海側の平坦部と丘陵の尾根を走る道の二つが本町内では確認されています。その中の一本である幸地グスク周辺に位置する尾根を走る道は、緑豊かな斜面緑地の稜線をたどり、そこから魅力的な眺望景観を提供しています。このことから、景観形成重点地区の候補とします。

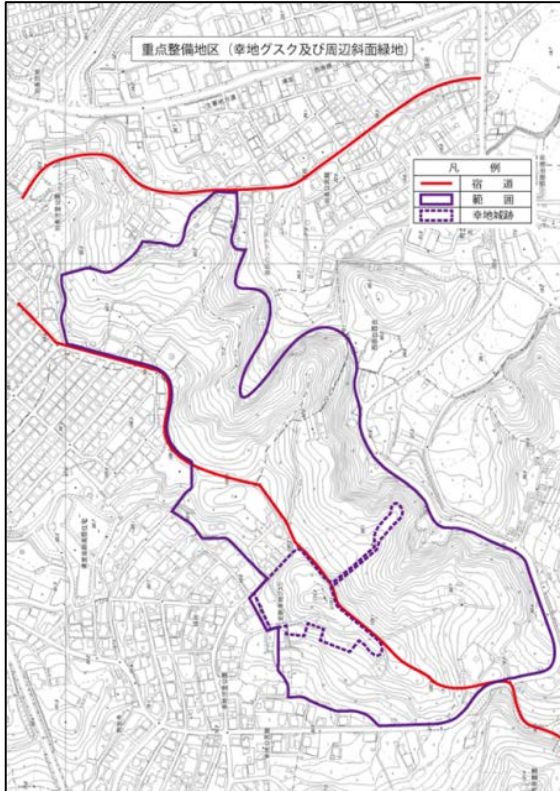


図 3-7
幸地グスク周辺重点地区候補のエリア案



幸地グスクの広場と南洋杉



幸地ビジュルに至る小径



幸地グスクから海への眺望



西原南小学校から幸地グスクへの眺望

5) 背後丘陵に御嶽・拝所などを有する集落

本町には古くからの集落があり、典型的な沖縄の集落形態を今も有する地域が多くあります。しかし、復帰後の急激な人口移動により変容しつつあります。

嘉手苺、掛保久、小那覇地区はその伝統的な集落形態が失われており、また我謝地区は市街地に埋没している様相をしめしています。

こうしたことから、背後に丘陵があり、拝所、御嶽が残されている旧来の形態を保持する集落を景観形成重点地区の候補として景観保全の観点から整備していくことが必要です。



- :「琉球国高究帳」(1624～1643)に存在した集落
- :町村制施行前(～1907)の集落
- その他:浦添市、中城村に編制

図 3-8 御嶽・拝所の位置図

①代表的な伝統的集落の形態を残す例：小波津集落

小波津集落は集落の背後丘陵に該当する西半分が分譲の戸建て住宅団地となっており、御嶽の所在する丘陵は守られ、前面の畑地も耕作され伝統的集落形態を残す集落の一つとなっています。集落の畑地の端点と思われる地域から近望すると、約13m以上の建造物が立地すると、集落全体の景観が損なわれます。なお、隣接する分譲住宅団地も初期の二戸連棟型の意欲的な建物景観であった様子がしのばれ、緑化などの工夫で既存集落との一体感を図ることができます。



小波津集落・全景

②代表的な伝統的集落の形態を残す例：桃原集落

桃原集落は、^{イヌモ}上ヌ毛を^{クサティムイ}腰当森に昔の集落の様相を示す集落です。集落の始まりである古島には、今上天皇のご生誕を記念して植えられたクワディーサー（ももたまな）がりっぱな樹形をみせています。かつて守り神である獅子を集落間の争いのため地中に埋めたといわれていますが、現在では掘り起こされ、そろって昔の姿を見せています。集落では^{ハチウガン}初御願や^{ジュウグキ}ヒーマヌグエン、十五夜など主要な御願行事は今なお執り行われています。

当集落は全体が市街化調整区域内であるため、今後も開発による集落景観への影響は小さい地域と考えられます。しかしながら過度の集合住宅の増加等は集落としての形態を損ねる可能性があり、対策・検討が必要です。

③代表的な伝統的集落の形態を残す例：呉屋集落

呉屋集落は、呉屋モ一の拝所周辺が元々の集落の始まりとされていますが、沖縄キリスト教学院大学・短期大学の辺りからも昔の遺跡が発見され、町内でも古い歴史を持つ集落だという説もあります。桃原集落との歴史的な謂れが深く、集落内に残る石獅子はヒーゲーシ（火事除け）として運玉森に向けられています。

当集落も桃原集落と同様に集落全体が市街化調整区域内で、また集落の中心にある呉屋モ一等の拝所は字所有地となっており、今後も開発による集落景観への影響は小さい地域と考えられます。しかし、呉屋モ一内に設けられた遊歩道に個人墓が造られており、景観を損ね始めています。また、集落内の眺望点として呉屋モ一があげられますが、今後、県道38号線沿いに集合住宅等の中高層の建物が建設される際には、呉屋モ一から運玉森への眺めが確保できる程度の高さ規制が求められます。

④共通の課題

沖縄における伝統的な集落は下図に示すような構造です。

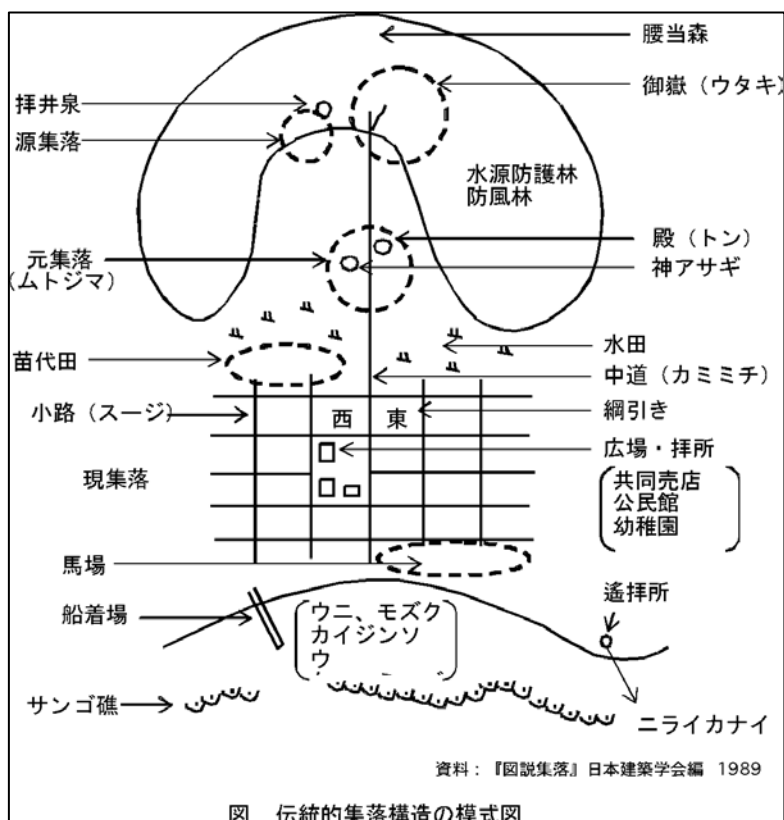


図 伝統的集落構造の模式図

出展：「図解集落」日本建築学会編 1989

各集落のヒアリング及び視察で感じられた課題は次の点です。

ア) 集落内の歴史的な空間について

伝統的な集落の重要な空間や施設としての^{ウタキ}御獄や^{トクン}殿、^モ拝所、アシビナー、毛、石獅子などが開発等により移設されている集落や保存はされているが周辺の整備が十分でないような集落が多く存在しています。

イ) 建造物や樹木について

住民の半数が亡くなったといわれる沖縄戦により、ほとんどの建造物や樹木も消失し、現集落にある建造物や樹木はほとんどが戦後に建てられ、植樹されたものです。

ウ) 歴史的な行事について

各集落では綱曳きや獅子舞、^{ハチウガン}初御願や^{ジュウゴヤ}十五夜などが、多くの集落で継続され、^{ムラアジ}村遊びのように復活した行事もあります。しかし、一部の行事については行われていないものもあります。

エ) 課題の整理

1. 人口増加と減少

市街化区域内の集落や隣接する集落は、人口の増加とともに住宅や共同住宅等の需要が高まり、反対に市街化調整区域内の集落は人口減少若しくは高齢化により新しい住民を期待する声があります。そのため、住宅や共同住宅の建設により集落の形態が大きく変化する可能性があります。

2. 道路整備

市街化の進展や地域の利便性向上のため、各地区で道路整備が進みつつあります。このような道路整備は、利便性は増すものの一方では伝統的な集落の形態を大きく変える可能性があります。

3. 農地と緑地の保全

農地と緑地については、農業振興地域の整備に関する法律や森林法など、各適応する法律で保全できる部分と他の措置が必要な部分があります。いずれも伝統的な集落の形態を維持するためには必要な要素であるため、保全の具体的な方法について検討する必要があります。

⑤景観形成重点地区の指定

景観関係の条例による伝統的な集落を景観形成重点地区に指定するためには地域合意が原則となります。そのためには、次のような手順で合意形成を図る必要があります。

ア) 各集落の住民に現在まで残っている各集落の景観的な特徴を認識し理解してもらう。

イ) 集落の形態について話し合いの場を設け、地域としての意見をまとめ将来イメージを共有してもらう。

ウ) 綱曳きや獅子舞、^{ムラアジ}村遊びなど歴史的な行事の継承や復活について話し合いの場を設け、他集落との連携を含め可能性を検討する。

エ) 景観条例（制定予定）による景観形成重点地区として地域が受け入れ可能な制限について話し合いの場を設ける。